

愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「平成30年7月豪雨による災害」により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループ又はその構成員が実施する施設及び設備の復旧整備事業等に要する経費について、補助事業者に対し予算の範囲内において中小企業等グループ施設等復旧整備補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 「平成30年7月豪雨による災害」とは、平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成30年政令第211号)により指定された特定非常災害をいう。

2 「中小企業者」とは、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する者、商工会法(昭和35年法律第89号)に基づく商工会・県商工会連合会、商工会議所法(昭和28年法律第143号)に基づく商工会議所及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく県中小企業団体中央会をいう。

3 「中小企業等グループ」とは、複数の中小企業者等から構成される集団をいう。

4 この補助金において「復興事業計画」とは、平成30年7月豪雨による災害に係る復興のために、中小企業等グループが実施する事業の計画をいう。

(交付の目的)

第3条 補助金は、平成30年7月豪雨による災害により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、平成30年7月豪雨による災害に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

(交付対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる中小企業等グループ又はその構成員は、愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定要綱(平成30年8月28日施行)第6条により復興事業計画の認定を受けた県内に事業所等を置く中小企業等グループ又はその構成員とする。

2 補助金の交付対象となる経費は、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、平成30年7月豪雨による災害により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、かつ、原則として県内の施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費(以下「経費」という。)であって、知事が補助の対象としたものとする。

3 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設及び設備を新たに整備等するための経費を加えることを妨げない。

4 前2項における交付対象経費については、別表のとおりとする。

(補助率等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の4分の3以内とする。

2 中小企業者以外の会社の施設及び設備の復旧・整備等に要する経費については、前項において「4分の3以内」とあるのは「2分の1以内」と読み替える。

3 前2項の補助金の上限額は、1事業者あたり15億円とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請は、補助金交付申請書（別記第1号様式）によるものとする。

2 規則第4条の別に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業計画書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 中小企業等グループ又はその構成員は、規則第4条の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 次の各号のいずれかに該当する中小企業等グループ又はその構成員は、交付申請をすることができない。

(1) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

（決定の通知）

第7条 規則第7条の規定による補助金等の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定に当たって、前条第3項の規定により消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

3 知事は、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない交付の申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、第16条に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

（補助事業の経理等）

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（変更等の承認）

第10条 補助事業者は、第7条により決定の通知を受けた補助事業等の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、変更承認申請書（別記第3号様式）により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認について、補助金の交付決定額に変更が生じるときは変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助金の交付決定額に変更を生じないときは変更

計画承認通知書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

（軽微な変更）

第 11 条 前条第 1 項ただし書の「軽微な変更」とは、次に掲げるものをいう。

（1）補助事業に要する経費の減少額が 30%以下の場合

（2）補助事業に要する経費の区分相互間（施設・設備）において、補助対象経費の配分をいずれか低い額の 30%以内で変更する場合

（補助事業の中止又は廃止）

第 12 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（別記第 6 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、遅延等報告書（別記第 7 号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第 14 条 規則第 11 条の規定による状況報告は、遂行状況報告書（別記第 8 号様式）によるものとする。

（実績報告）

第 15 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、実績報告書（別記第 9 号様式）によるものとする。

2 規則第 13 条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）補助事業実績書

（2）その他知事が必要と認める書類

3 第 1 項の実績報告書の提出は、補助事業が完了したとき又は第 12 条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して 15 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の 3 月 21 日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

4 第 1 項の実績報告を行うに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 補助事業実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度 4 月 15 日までに第 1 項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 16 条 規則第 14 条の補助金等の額の確定は、補助金交付確定通知書（別記第 10 号様式）によるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払等）

第 17 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要と認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記第 11 号様式）を知事に提出しなければならない。

3 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定に関わらず、補助金概算払申請書（別記第 12 号様式）及び補助金概算払請求書（別記第 13 号様式）による

ものとする。

4 前2項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(別記第14号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第19条 知事は、第12条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 規則第22条第2項に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年通商産業省告示第360号)に準じるものとする。

2 規則第22条第2項に規定する知事の承認を受けようとするときは、取得財産等の処分承認申請書(別記第15号様式)により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

3 知事は、規則第22条第2項の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(その他必要な事項)

第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年8月28日から施行し、平成30年7月豪雨による災害復旧に係る補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年11月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

交付対象経費区分	内 容
施 設	事務所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループの構成員の資産として計上するもの
宿舍整備のための事業	宿舍及び備え付けの設備に係る費用
商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費

- 上記の施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、施設・設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要な新分野需要開拓等の実施に係る取組（以下「新分野事業」という。）に要する経費も含む。また、宿舍整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、平成30年7月豪雨による災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。
- 上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。